

議案第7号

飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例について

飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方自治法の改正等に伴う改正

## 飛驒市監査委員条例の一部を改正する条例

飛驒市監査委員条例（平成16年飛驒市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第199条第6項」の次に「若しくは第7項」を加え、「第242条第1項又は第243条の2第3項」を「第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項」に改める。

第8条中「地方公営企業法第30条第2項」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

資 料

飛驒市監査委員条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第3条 略 (請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、第235条の2第2項、<u>第242条第1項又は第243条の2第3項</u>の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>第5条～第7条 略 (決算時の審査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第233条第2項若しくは法第241条第5項、<u>地方公営企業法第30条第2項</u>又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項若しくは第22条第1項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、45日以内に意見を付けて市長に送付しなければならない。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、<u>第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>第5条～第7条 略 (決算時の審査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第233条第2項若しくは法第241条第5項、<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項</u>又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項若しくは第22条第1項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、45日以内に意見を付けて市長に送付しなければならない。</p> <p>以下 略</p>

## 飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

地方自治法の改正等に伴う改正

### 2 改正の内容

- (1) 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しが行われ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2が新たに規定されたことに伴い、既存の引用条文について条ずれが生じるため引用箇所を改正するもの。
- (2) 条項の欠落による追記及び文言の整理を行うもの。

### 3 施行日 令和2年4月1日